

近世の嵐山と日切茶店

——天龍寺の寺務日誌を素材として——

谷山 勇太

はじめに

京都西山の嵐山は古代より景勝の地として名高く、近世においても数多の名所案内記に紹介され、また訪れた諸人の手で見聞記に書き留められた。

近世の嵐山は、明治三年（一八七〇）の上知令により国有林となるまで、天龍寺が寺領（境内）として管理した⁽¹⁾。その天龍寺には『年中記録』という寺務日誌が伝来する。『年中記録』は宝永七年（一七一〇）から万延元年（一八六〇）まで約一五〇年の間書き継がれた。寺務日誌としての『年中記録』には、天龍寺の宗務から寺領支配に至るまで寺院経営の全般にわたる膨大な記事が書き留められている。そのなかに、全体からすれば僅かであるが、嵐山について書き留められた記事も存在する。その記事は、例えば名所案内記のように風光明媚を讃えたり、

諸人集う繁華なさまを喧伝するものでなく、あくまで支配する者の目を通して冷静に取捨選択された簡潔な記録である。そのため、情報量は豊かとはいえないが、断片を丁寧に取り集めてみると、そこには、嵐山をめぐる練り広げられたさまざまな人びとの営みの跡が刻み込まれている。

本稿では、『年中記録』に書き留められた営みのうち、春、嵐山の麓の河原に出店された日切茶店の営みを通して、〈花の嵐山〉の成熟を追う。嵐山を訪れる人びとを目当てに商いした日切茶店の営みは〈嵐山〉という名所文化の一つの指標になるといえる。その日切茶店の営み―出店数・出店期間・出店人等の推移―を手掛かりとして、古代以来の名所嵐山が近世という時間のなかでどのような変容したのか、その一面をみつめてみたい。

一 近世中期の日切茶店と嵐山

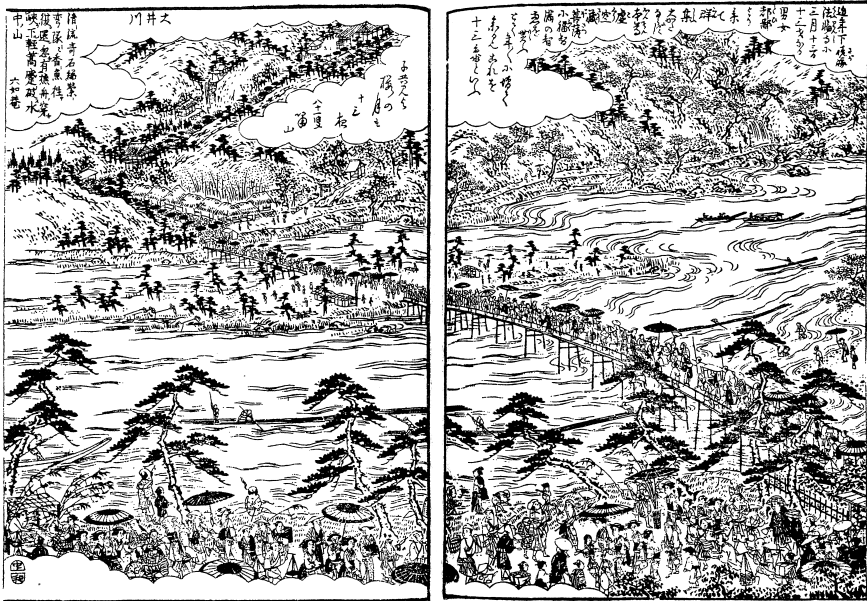
(1) 近世の嵐山に営まれた日切茶店―序説として―

寛政一一年(一七九九)刊行『都林泉名勝図絵』の挿絵(図1)には、花の嵐山を行き交う人びととともに、大井川の中州や河原で小屋掛けに憩い、あるいは床机へ腰掛けたり、筵敷きにくつろぐ人びとが描かれる。⁽⁴⁾この頃、寛政元年三月に嵐山を訪れた司馬江漢が「此比は出張の茶屋あり、床木を貸。床机の足を流れにひたし盃を⁽⁵⁾持ては花ひら飛来て酒にいる。」(『江漢西遊日記』)と述懐するように、嵐山を訪れた人びとの多くは、麓を流れる大井川の河原に営まれた茶店に息を休め、飲食しながら名所を楽しんだ。

近世中期以降、天龍寺の境内である嵐山の麓、大井川の河原辺に営まれた茶店は、次の三種類に大別することができる。

- i. 三軒屋(三軒茶屋)⁽⁶⁾ 天龍寺の南側河岸、大井川を挟み嵐山を正面に臨む場所に建つ。三軒屋は住宅の一部を貸座敷としながら、実態として茶屋も兼ねて営業した。

- ii. 京都日切茶店 嵐山近隣を除く洛中洛外所々の遊



〈図1〉『都林泉名勝図絵』巻5

(『新修京都叢書』第9巻 [臨川書店、19756年])

興地の茶屋（市掛商人）が同地まで出張ってきて出店した日切茶店。以下、本稿では京都日切茶店と総称する。

iii. 門前日切茶店 天龍寺門前をはじめ、天龍寺が境内として惣支配した川端村ほかの諸村、塔頭別院門前の者が営んだ日切茶店。ほかに法輪寺門前からの出店もこの種類に包括する。以下、本稿では門前日切茶店と総称する。⁷⁾

このうち、iの三軒屋を除くiiとiiiが、ある一定の期間に限り出店された日切茶店である。

この日切茶店が営まれた大井川の中州や河原は天龍寺領であったため、『年中記録』には日切茶店の出店記録がいちいち書き留められることとなった。近世中期以降の嵐山に出店された日切茶店について、それらの記録を基としてiiとiiiの出店に大きく二別し、年表化したものが〈表1〉〈表2〉である。次節以降、日切茶店の営みと嵐山について、両表を参照しつつ、時間を軸に述べてゆきたい。

(2) 一八世紀前期の日切茶店

一八世紀前期の『年中記録』において、日切茶店の出店記録は僅か数例しか見出すことができない。その出店

時季に目を向けると、春三月から初夏にかけての間か又は秋八月頃に、法輪寺の開帳をはじめとする近在寺社の開帳・縁日にもなつて出店されていることがわかる。

出店の期間は、同期に限らずおよそ三〇日間が標準的で、ときに六〇日余に及ぶ例もみられた。また、享保九年（一七二四）三月、同一五年三月（表3）参照）及び宝暦八年（一七五八）九月の出店例で、京都日切茶店の出店人は二条新地、祇園新地、宮川筋、北野、西京、稲荷山など洛中洛外所々の遊興地を在所とする茶屋であったことが知られる。¹⁰⁾ 洛中洛外の各所から出張ってきた京都日切茶店は、大井川の河原に間口三〜四間、奥行一〇間程度の小屋を掛け、おもに「煮売（小）屋」を営んで訪れる客に酒茶や簡単な料理を供した。

『年中記録』によると、日切茶店の出店にあたり、日切茶店の願人は、まず天龍寺へ赦免を願い出なければならなかった。¹¹⁾ 天龍寺は赦免願を聞き届けると同時に、願人から次のような一札を取った。

覚

一、此度法輪寺御本尊当月三日より御開帳二付、御

境内河原面煮売茶屋見世小屋挂之儀、御願申上候処御赦免被遊忝奉存候、則間口四間奥行十間

表1 京都日切茶店の出店年表 (宝永7年～明治元年)

和年号	西暦	出店	出店期間	出店人	営業
宝永	7	1710			
正徳	1	1711	?	3月〔清〕万日・〔法〕開帳)	
	2	1712			
	3	1713			
	4	1714			
	5	1715			
享保	1	1716	?	〔法〕開帳8/16～	茶店
	2	1717			
	3	1718			
	4	1719			
	5	1720			
	6	1721	?	〔清〕御身拭3/13・〔妓〕万日3/11	茶店・煮売・見世物等
	7	1722			
	8	1723			
	9	1724	⑥	〔法〕開帳3/13～閏4/3・ 〔二〕開帳3/18～閏4/8 北野鯉屋又兵衛・同紅葉屋新 六・同松坂屋伝兵衛・同海老 屋つう・同三ッ扇屋四郎兵 衛・上七軒和泉屋安兵衛・つ るかや伝兵衛	煮売屋6・軽業芝 居1
	10	1725			
	11	1726			
	12	1727			
	13	1728			
	14	1729			
	15	1730	⑫	〔法〕開帳3/3～5/15 二条河原新地萬屋長兵衛ら ※〈表3〉参照	茶屋・煮売屋・ 辻打・見世小屋等
	16	1731			
	17	1732			
	18	1733			
	19	1734			
	20	1735			
元文	1	1736			
	2	1737			
	3	1738			
	4	1739			
	5	1749			
寛保	1	1741	⑭	〔法〕開帳3/3～60日間 東六条袋町泉屋八兵衛・稲荷 松川屋与左衛門ら	むし菓子店1・楊 弓1・煮売茶屋等
	2	1742			
	3	1743			
延享	1	1744			
	2	1745			
	3	1746			
	4	1747			
寛延	1	1748			
	2	1749			
	3	1750			
宝暦	1	1751			
	2	1752	○	〔法〕開帳3/3～ 「茶屋之者共」	煮売茶屋・楊弓屋
	3	1753			
	4	1754	○	〔二〕開帳3/15～4/7 「河内屋」「諸方」	小屋掛
	5	1755			

近世の嵐山と日切茶店

6	1756				
7	1757	○	[法] 開帳3/6~4/18	若松屋又右衛門・「北野掛ヶ茶屋之者共」	掛茶屋・茶店
8	1758	②	3/26~4/21 ([化] 万日3/15~3/25・嵯峨神事4/20)	北野下森池田屋喜助ら	煮売茶屋1・水茶屋1
		⑦	[法] 開帳9/1~10/5	北野池田屋喜助・祇園新地若松屋又右衛門・宮川筋福嶋屋七兵衛・西京三軒町八文字屋善兵衛・同八文字屋清五郎・建仁寺門前丹波屋くめ・同きく屋	煮売屋5・水茶屋2
9	1759				
10	1760				
11	1761	○	3/6~	「京都煮売屋」	煮売茶屋
12	1762				
13	1763				
明和 1	1764				
2	1765				
3	1766	○	3/6~	池田屋喜助	煮売茶屋 (菓子店・酒店)
4	1767				
5	1768	○	[子] 開帳2/17~・([法] 開帳カ)	「掛茶屋惣代」	掛茶屋
6	1769				
7	1770	○	2/23~	池田屋喜助	掛茶屋
8	1771	○	2/25~ ([妓] 法事3/12~・[二] 万日3/16~)	船屋権七	煮売屋
		○	3/13・3/19	「京茶店之者」	平焼
安永 2	1773	○	[法] 開帳 (3/3)	船屋権七	市掛
3	1774				
4	1775	①	3/6~	「京伊勢屋」	掛茶屋
5	1776				
6	1777	?	2/16~		掛茶屋
7	1778	②	2/29~・3/28~	伊勢屋嘉兵衛・船屋権七	掛茶屋・茶店
8	1779		2/20~ (55日間)		掛茶屋
9	1780		2/27~4/20 ([法] 開帳カ 3/15~50日間)	船屋権七	市掛茶屋・煮売
		天明 1	1781	⑨	[法] 開帳3/13~
2	1782				
3	1783				
4	1784				
5	1785				
6	1786				
7	1787				
8	1788				
寛政 1	1789	○	3/11~	「舟屋」	煮売茶屋
2	1790	⑬	[法] 開帳3/12~30日間	東福寺門前菱屋吉兵衛	煮売屋・水茶屋
3	1791	○	2/25~	船屋権七	市掛
4	1792				
5	1793	②	3/3~	船屋三郎兵衛・船屋権七	煮売茶屋
6	1794				
7	1795				
8	1796	○	2/18~	船屋三郎兵衛	市掛
9	1797	○	3/23~	「京都市掛之者共」	市掛
10	1798				
11	1799	○	2/24~		掛茶屋

	12	1800	○	「嵐山市掛」3/6～	船屋権七・船屋三郎兵衛	市掛茶屋
享和	1	1801	○	2/25～30日間	船屋権七	市掛
	2	1802	③	「嵐山花之間」3/5～30日間	船屋権七	茶屋3
	3	1803	⑬	「花之間」2/15～3/15・〔法〕開帳	船屋権七	煮売屋3・水茶屋10
文化	1	1804	○	2/20～		煮売・茶屋
	2	1805	○	2/21～(〔法〕〔宝〕開帳3/4～30日間)	船屋権七	市掛
	3	1806	○	「嵐山花之間」2/13～30日間	船屋権七	市掛
	4	1807	○	2/28～	船屋権七	市掛
	5	1808	○	～3/28(〔法〕開帳)	船屋権七	市掛
	6	1809	③	「嵐山花之間」2/11～3/15	舟屋権七	市掛・煮売
	7	1810	○	2/24～3/23	舟屋権七	市掛
	8	1811	○	閏2/8～		市掛・水茶屋
	9	1812	③	2/18～3/16	船屋権七	市掛2・水茶屋1
	10	1813	○	2/22～3/26	船屋権七	市掛
	11	1814	○	～3/22		市掛
	12	1815	○	2/21～3/14	東山船屋三郎兵衛	市掛
	13	1816	○	2/17～	船屋三郎兵衛	市掛
	14	1817	○	2/14～	黒谷門前船屋三郎兵衛	市掛
文政	1	1818	○	「花之間」2/26～	船屋三郎兵衛	市掛
	2	1819	○	「嵐山花之間并法輪寺開帳中」3/10～4/2	黒谷門前船屋三郎兵衛	市掛・床掛・筵貸
	3	1820	○	2/13～(〔広〕開帳)	「惣代」	市掛
	4	1821	○	(3/27)	船屋三郎兵衛	市掛
	5	1822	?	(2/10)	東山船屋三郎兵衛	
	6	1823	④	「嵐山花之間」2/25～3/23	惣代鍵屋長兵衛・菊屋友次郎・船屋三郎兵衛・竹屋八右衛門	市掛煮売
	7	1824	○	「嵐山花之間」2/22～	船屋三郎兵衛	市掛
	8	1825	⑦	「嵐山花之間」2/15～・「法輪寺開帳中」3/13～	船屋三郎兵衛・「竹屋」	煮売屋・水茶屋
	9	1826				
	10	1827				
	11	1828	○	「嵐山花之間」2/17～3/23(〔清〕万日3/4～13)	竹屋八右衛門	市掛茶店
	12	1829	○	「嵐山花之間」3/4～3/23	稲荷山竹屋八右衛門	
天保	1	1830	○	「嵐山花之間」2/26～閏3/5	惣代「竹八」	市掛
	2	1831	○	「嵐山花之間」2/26～3/16	惣代「竹八」	市掛・煮売店・水茶屋
	3	1832	○	「法輪寺開帳并嵐山花之間」3/10～	竹屋八左衛門	煮売屋
	4	1833	○	2/14～	稲荷竹屋八左衛門	茶屋
	5	1834	○	3/3～	竹屋八左衛門	市掛・煮売店
	6	1835	○	「花之間」3/5～4/16	稲荷「竹八」	水茶屋
	7	1836	○	2/19～	「竹八」	煮売店
	8	1837	○	2/24～	竹屋八右衛門	市掛
	9	1838	—	—	—	—
	10	1839	○	2/22～	竹屋八左衛門	
	11	1840	○	2/26～	「竹八」	市掛
	12	1841	?	「嵐山花中」(2/23)	竹屋八右衛門	
	13	1842	⑮	3/1～4/7・〔法〕開帳	竹屋八左衛門	煮売屋・水茶屋
	14	1843				
弘化	1	1844	②	2/15～3/14	東福寺門前丹後屋清兵衛・松原通建仁寺町東入京屋喜三郎	市掛・茶店
	2	1845	—	—	—	—
	3	1846				

近世の嵐山と日切茶店

	4	1847	④	(2/11) ~30日間	「竹八」「吉熊」「丹喜」	茶店
嘉永	1	1848	○	2/13~	稲荷山竹屋八左衛門	市掛
	2	1849	○	2/26~	稲荷「竹八」	煮売屋・水茶屋 ・市掛
	3	1850				
	4	1851	○	「花之間」・3/3~	「竹八」	茶店
	5	1852	○	閏2/19~30日間		市掛
	6	1853	○	「華中」2/15~		市掛
安政	1	1854	○	「嵐山花之間」3/3~30日間	「竹八」「丹平」	市掛・煮売
	2	1855	○	2/3~		市掛
	3	1856	○	「花之間」2/9~		市掛
	4	1857	○	「花之間」2/20~4/10	「竹八」	市掛
	5	1858				
	6	1859	○	「嵐山花之間」2/11~30日間	「竹八」	煮売店
万延	1	1860	—	—	—	—
文久	1	1861	—	—	—	—
	2	1862	—	—	—	—
	3	1863	—	—	—	—
元治	1	1864	—	—	—	—
慶応	1	1865	—	—	—	—
	2	1866	②	(3月)	「竹八」「丹平」	茶店
	3	1867	—	—	—	—
明治	1	1868	①	(3月)	「竹八」	茶店

※1 本年表でいう京都日切茶店には洛中洛外所々（嵐山近隣を除く）からの出店を包括する。

※2 本年表は『年中記録』を基とし、一部『天龍常住納下帳』、『法輪寺文書』から補足して作成した。

※3 出店欄の「○」は出店あり、中の数字は軒数（推定）を示す。

※4 「法」法輪寺「清」清涼寺「二」二尊院「大」大悲閣「子」子嶋寺「妓」妓王寺「広」広隆寺「宝」宝寿院

※5 出店期間が不明の場合は、天龍寺が出店願を許認した条の日付をもって始日とした。

※6 「」内は『年中記録』からの引用。

※7 「—」は『年中記録』欠落の意。

表2 天龍寺門前日切茶店の出店年表（宝永7年～明治元年）

和年号	西暦	出店	出店期間	出店人	営業
宝永	7	1710			
正徳	1	1711	? 3月（「清」万日・「法」開帳）		
	2	1712			
	3	1713			
	4	1714			
	5	1715			
享保	1	1716	? 「法」開帳8/16~		
	2	1717			
	3	1718			
	4	1719			
	5	1720			
	6	1721	? 「清」御身拭3/13・「妓」万日3/11		
	7	1722			
	8	1723			
	9	1724	○ 「法」開帳3/13~閏4/3	「門前」	茶店
	10	1725			
	11	1726			

12	1727				
13	1728				
14	1729				
15	1730	①	[法] 開帳3/3~	[法] 八右衛門	茶店
16	1731				
17	1732				
18	1733				
19	1734				
20	1735				
元文	1	1736			
	2	1737			
	3	1738			
	4	1739			
	5	1749			
寛保	1	1741	? [法] 開帳3/3~60日間		
	2	1742	? (3/17) ~10月	(立石町平左衛門)	(水茶屋)
	3	1743			
延享	1	1744			
	2	1745			
	3	1746			
	4	1747			
寛延	1	1748			
	2	1749			
	3	1750			
宝暦	1	1751			
	2	1752			
	3	1753			
	4	1754	○ [二] 開帳3/15~4/7	[両門前][三軒屋][船舟庵]	茶店小屋掛
	5	1755	○ 3/13~	[境内之者]	
	6	1756	○ 2/29~	[例年之者共]	水茶屋
	7	1757		鹿王院門前長八	
	8	1758	○ [例年之通] 3/5~	[境内之者共]	茶店
			○ [法] 開帳9/5~	[境内之者共]	水茶屋
	9	1759	○ [例之通] 3/8~	[境内之者共]	水茶屋
	10	1760	○ [如例年] 2/23~・[大] 開帳3/6~12	[境内之者共]	茶店
	11	1761	○ 3/6~	[境内之者共]	茶店
	12	1762			
	13	1763	○ 2/23~	[例年之者共]	茶店
明和	1	1764			
	2	1765			
	3	1766	? 3/7~(3/5,6三軒屋が相撲興行)		(菓子店・酒店)
	4	1767			
	5	1768	○ [子]開帳2/17~・([法]開帳カ)	力者甚右衛門・字右衛門ら	水茶屋
	6	1769	○ [例之通] 3/19~ (3/13清)	造路町伝兵衛・久左衛門・築山町武右衛門・慈濟院旧跡源兵衛・安堵橋町竹屋治兵衛	茶店(冥加料200文)・菓子店等
	7	1770	③ 2/22~	造路町伝兵衛・川端村武右衛門・源兵衛	茶店
	8	1771	○ 2/3~ ([妓] 法事3/12~・[二] 万日3/16~)		
安永	1	1772			
	2	1773	? (3/8,9常寂光寺で相撲興行)	[境内之者]	水茶屋
	3	1774	○		水茶屋

近世の嵐山と日切茶店

	4	1775	①	3/6～(4/10,11造路町政八が花相撲興行)	「門前境内」	掛茶屋
	5	1776				
	6	1777	○	2/16～		掛茶屋
	7	1778	○	3/3～	「門前」	茶店
	8	1779	○	2/21～	「門前境内之者」	掛茶屋
	9	1780	○	3/4～	「門前之者共」	茶店
天明	1	1781	○	[法] 開帳中3/8～	[法] 久兵衛	床机
	2	1782				
	3	1783	○	3/7～	「境内之者」・[法] 久兵衛	茶店・床几
	4	1784	○	3/3～	「境内之者共」「法輪寺門前」	茶店
	5	1785	○	「例年之通」3/9～	「境内者共」	茶店
	6	1786	⑥	3/1～	伝兵衛・藤七・太右衛門・藤左衛門・重兵衛・[法]久兵衛ら	茶店
	7	1787				
	8	1788				
寛政	1	1789	○	3/9～	「門前」・藪之内嘉兵衛	茶店・床几
	2	1790				
	3	1791	○	「嵐山花之間」3/4～	「門前并法輪寺門前之者共」	茶店
	4	1792				
	5	1793	○	「例年之通」2/17～(3/12～14諸道具夜市・3/23花相撲興行)	「造路町立石町之者」	茶店
	6	1794	○	2/12～(「清」万日3/15)	「造路町立石町之者」	水茶屋
	7	1795		(3/9川端村横町車折仁兵衛が相撲興行カ)		
	8	1796	⑬	「嵐山花之内」(2/29)(2/23相撲興行)	立石町11名・造路町2名	茶店
	9	1797				
	10	1798				
	11	1799				
	12	1800	○	「例年之通」2/19・3/8～	「両門前」・[法] 徳兵衛	茶店
享和	1	1801	○	「嵐山花之間」2/15～	「両門前」・[法] 徳兵衛ら	水茶屋・平焼
	2	1802	○	2/20～	「両門前之者共」・[法] 徳兵衛	茶店
	3	1803	⑮	2/12～(3/13～17常寂寺開帳)	「両門前」14名・[法] 徳兵衛	
文化	1	1804	○	2/20～	「門前」	
	2	1805	○	2/18～(「法」・「宝」開帳3/4～30日間)	「両門前之者共」	茶店
	3	1806	⑮	2/7～	「両門前之者共」14名・[法] 茂兵衛	茶店・筵貸・平焼
	4	1807	⑯	2/20～	「両門前」15名・[法] 茂兵衛	水茶屋・茶店
	5	1808	⑮	2/25～(「法」開帳)	「両門前」	水茶屋
	6	1809	⑯	「花之間」2/12～	「両門前」15名・[法] 茂兵衛	水茶店・茶店
	7	1810	○	2/23～	「両門前」・中島町弥兵衛・[法] 茂兵衛	
	8	1811	○	「花之間」閏2/9～	「両門前之者共」・[法] 茂兵衛	水茶屋・茶店
	9	1812	○	「花之間」2/28～	「両門前」「法輪寺門前」	
	10	1813	①	3/2～	[法] 徳兵衛	茶店
	11	1814		(3/17造路町源左衛門相撲興行)		
	12	1815	○	「嵐山花之間」2/24～	「境内之者」	床掛・筵貸
	13	1816	○	2/25～	[法] 茂兵衛・「両門前」・立石町九兵衛	茶店・筵貸・平焼
	14	1817	○	「花之間」2/10～(3/17,29花相撲興行)	「両門前」・中河原九兵衛・[法] 茂兵衛	茶店・筵貸・平焼・床几
文政	1	1818	○	3/5～	「立いし町造路町之者」	茶店水茶屋

2	1819	○	「法輪寺開帳中并花之間」 3/1～・(3/15相撲興行カ)	「立石町造路町毘沙門町小溝村 小屋町松之下東之町」・ [法] 茂兵衛	床掛・筵貸・ 平焼・床机
3	1820	○	2/14～(〔広〕開帳・4/8花相 撲興行)	「門前境内之者」・「三軒屋之も の」・「小屋町之者」	筵貸・平焼・床机
4	1821	○	「花之間」(3/27)	「境内門前」	筵貸・平焼・水茶屋
5	1822	○	「嵐山花之間」閏1/30～	「境内百姓」・[法] 茂兵衛・ 三軒屋与兵衛	日覆茶店
6	1823	○	「嵐山花之間」2/25～	「門前境内百姓」・三軒屋与兵衛	茶店・平焼・筵貸
7	1824	○	「嵐山花之間」2/25～(3/9,27 相撲興行)	三軒屋与兵衛・「門前境内之 者」・[法] 茂兵衛	茶店・床掛・平 焼・筵貸
8	1825	○	「花之間」2/9～・「花之間并 法輪開扉中」2/17～	「三門前之もの」・「三軒や 四人」・[法] 茂兵衛	茶店
9	1826	○	2/26～	「門前」・三軒屋2名	茶店・菓子店等
10	1827	○	3/3～	「兩門前」・三軒屋与兵衛・ [法] 茂兵衛	茶店・筵貸
11	1828	○	「嵐山花之間」2/11～(〔清〕万 日3/4～13・4/1,19相撲興行カ)	「門前并境内」・三軒屋与兵衛 ・[法] 茂兵衛	茶店・平焼・筵貸
12	1829	○	「嵐山花之間」3/4～	「門前境内」	茶店・平焼・筵貸
天保 1	1830	○	3/7～	「門前之もの」・三軒屋与兵衛	茶店・平焼・筵貸
2	1831				
3	1832	○	「花之間并法輪開帳中」(3/15 花相撲興行カ)	「門前境内之もの」・政八	茶店・煮売店・ 菓子店
4	1833	○	2/14～(3/18花相撲興行)	「門前境内并法輪寺門前」	
5	1834	○	「花之間」2/20～	「門前境内之もの」	茶店・平焼・筵敷
6	1835	○	「花之間」2/28～(4/25相撲 興行)	「門前境内」・[法] 茂兵衛・ 小屋町・三軒屋与兵衛	床掛・筵貸
7	1836	○	「例年之通」2/20～(3月相 撲興行カ)	[法] 茂兵衛・三軒屋与兵衛・ 「門前」	床掛・筵貸
8	1837	○	2/24～	「境内」・川端村・[法] 門前	水茶屋
9	1838	—	—	—	—
10	1839	○	2/22～	「門前」・三軒屋・[法] 門前	水茶屋・平焼
11	1840		(2/26相撲興行・9/19花相撲興行)		
12	1841	?	(2/26)(4月相撲・8月淨瑠 璃・9月相撲興行)	「門前」・三軒屋・九兵衛	筵貸
13	1842	○	2/13～(2/2相撲興行)	「門前」・小屋町・川端村等	茶店・平焼・筵貸
14	1843				
弘化 1	1844	○	「花之間」2/8～	「門前之者共」・毘沙門町勘七	茶店・筵貸・平焼
2	1845	—	—	—	—
3	1846	○	「花中」(3/15)	「境内之者」	筵敷
4	1847	⑱	2/11～(3月川端村茂七が相 撲興行)	「門前両町」・三軒屋与兵衛 ・[法] 茂兵衛	平焼・茶店
嘉永 1	1848	○	2/28～	三軒屋与兵衛・造路町乙五郎 ・毘沙門町平吉ら	茶店・市掛
2	1849				
3	1850	○	2/11～	三軒屋与兵衛・次左衛門・治 右衛門ら	茶店
4	1851	○	「花之間」2/23・3/3～(3/18 〔清〕法事)	「門前境内之者共」・九兵衛・ 治助・源助	茶店
5	1852	○	「花之間」2/29・閏2/2～	「門前」・九兵衛・田中町平 助・小屋町源右衛門ら	茶店・床掛
6	1853	?			
安政 1	1854	○	2/17～	「境内」	茶店・平焼
2	1855	○	2/3～(3/10・9/19花相撲興行カ)		筵貸・水茶屋
3	1856	○	「花之間」2/9～(3/15相撲興行)	「門前」	茶店・床掛

近世の嵐山と日切茶店

4	1857	○	2/22～	「門前之者」	床掛・茶店
5	1858				
6	1859				
万延	1	1860	— —	—	
文久	1	1861	— —	—	
	2	1862	— —	—	
	3	1863	— —	—	
元治	1	1864	— —	—	
慶応	1	1865	— —	—	
	2	1866	○ (3月)	「門前」	茶店
	3	1867	— —	—	—
明治	1	1868	① (3月)	三軒屋ら※〈表4〉参照	茶店

※1 本年表でいう門前日切茶店は天龍寺門前及び境内からの出店をいう。

(法輪寺門前からの出店、その他嵐山近隣からの出店も含む。)

※2 ※2 以下は〈表1〉に同じ。

表3 享保15年(1730)の日切茶店

出店人	在所	営業	小屋掛け	納入場銭
萬屋長兵衛	二条川原新地地頭町	煮売小屋		
和泉屋源兵衛	宮川筋四町目	煮売小屋	間口3間奥行10間	900文
伊勢屋惣兵衛				
鍵屋長右衛門	稲荷山	煮売茶屋・見世小屋	間口4間奥行10間	1貫200文
鍵屋佐兵衛	稲荷山	煮売小屋	間口3間奥行10間	900文
田中屋七右衛門(利助)		煮売小屋	間口4間奥行10間	1貫200文
伏見屋六兵衛				
松坂屋吉兵衛	平野	煮売小屋	間口3間奥行10間	900文
海老屋つう	北野	煮売小屋	間口3間奥行10間	900文
玉水屋次兵衛				
斧屋六兵衛				
小田原屋久右衛門				
八右衛門	法輪寺門前	茶店		200文
			間口計20間	計6貫200文

之小屋挂、場錢壹貫式百文、小屋挂仕候節指上御請可申候、御公儀御法度之趣堅相守可申候、尤遊女か、へ置、或者はくゑき往来止宿等之儀、御停止之旨奉得其意候、火用心念人喧嘩口論諸事申分無之様ニ急度相慎可申候、仍而一札如件

享保十五年戌三月廿四日

稲荷山 鍵屋長右衛門印

天龍寺御役人(以下略)

天龍寺へ一札を提出した出店人は、次いで京都町奉行所新家方へ赦免を願ひ出た。この際、天龍寺は出店人に寺役人を付き添わせるか、もしくは願書に奥書を与えた。また、期間が満了すると、出店人は天龍寺へ茶店の引払いを届け出た。『年中記録』には、赦免願から引払届までの一連の手続きに係る記録が簡潔に書き留められることになる。

このような日切茶店の出店手続きが定例化したのは、享保年間以降であったと考えられる。その傍証として、以下に二例を挙げる。まず享保元年八月の例では、法輪寺開帳にともない、出店人は先に法輪寺へ赦免を願ひ、その後同寺を通して天龍寺へ願ひ出る。

一、從八月一六日法輪寺開帳ニ付、川原面工茶店之

願從法輪寺有之ニ付、此方より申候者、茶店願之者此方へ可被差越候、其上ニ而遂吟味、此方より可申付由返事申遣ス、其後願之者有之、法度書并証文ニ判形致サセ申付者也

法度証文書手役者記録

この事例において、天龍寺は法輪寺を介しての出店願に対し、願人が天龍寺へ直接願ひ出るよう指図しており、まだ出店手続きが願人に周知されていないことを窺わせる。

また、享保一五年の例では、前掲一札証文にみたところ、出店人は天龍寺へ小屋掛けの間口に応じ一間につき錢三〇〇文の「場錢」を納めることとされる。このように京都日切茶店の出店人が天龍寺へ地代を納めた記録は同例が初見である。これより前、正徳元年(一七一)三月には「於此所、荷茶屋并当座之売人、場錢出すへからざる事」、享保九年には「売物茶屋并遊山所、場錢出すへからざる事」という一条を含む掟札が門前及び河原に立てられている。さらに、後者の享保九年の例においては、天龍寺が町奉行所へ差し出した口上書に「場錢等一切取り不申様」と明記されている。

口上

法輪寺開帳ニ付、境内川原表ニ而煮売り水茶屋出候

者共、先達而御願申上候処、被仰付候趣承知仕候、御法度之儀相守候様申付、尤場錢等一切取り不申様、
為其御届申上候、以上

三月十七日

天龍寺役者

慈濟院

御奉行所

英教館二面相濟

これゆえ、享保九年以前の京都日切茶店の出店人は一少なくとも表向きには「天龍寺へ「場錢」を納めることな
く営業したと推考される。但し、同例において、天龍寺は京都日切茶店の出店人に対し、町奉行所への出願手続きに掛かった「入用」(＝門前年寄が負担した同心、雑色等への礼物代)のうち「銀高何程」を負担するよう「内証二面」求め、これに出店人も応じる。そして、翌例の享保一五年の出店以降、京都日切茶店の出店人は天龍寺へ「場錢」という名目の地代―間口一間につき錢三〇〇文―を納めるようになる。これらの事例は、享保年間当時の日切茶屋が近世の嵐山に営まれた日切茶店の早い段階にあったことを示唆しているといえよう。

他方、天龍寺門前境内の者が営む門前日切茶店も、享保九年には、京都日切茶店と同じくやはり法輪寺の開帳に付随して出店される。同年三月の例では、門前から赦

免願を受けた天龍寺が町奉行所への出願の要否について、草間五右衛門与力へ問い合わせている。

一、法輪寺開帳二付、川原へ茶店等門前より願申候、

此等之儀者御願申候二者及間敷哉之間合被申候
処、屋祢共少々張出し候者、茶店之願人より直
二以口上書可願出様可被仰付之旨、五右衛門被
申渡候

この照会の結果、町奉行所は「屋祢共少々張出し候」茶店の場合、天龍寺門前の者であっても役所へ直接願い出るよう指示する。これを逆に読めば、「屋祢共少々張出し候」程の茶店でなければ、特に出願は不要ということになるが、実際、同年もそれ以後も、門前の願人が町奉行所へ直接願い出た形跡はみられない。したがって、門前日切茶店の出店の場合、天龍寺の領分として町奉行所への赦免願なしに済まされたと考えられる。

なお、同年の出店例において、門前出店人が天龍寺へ地代を納めたという記録は認められない。但し、この時期に限らず、『年中記録』においては、門前日切茶店について、領内事であるためか、願人の名や願書等が省略されるのが殆どであるため、詳しく知り得ない。そのなかで、享保一五年には、法輪寺門前八右衛門の出店事例

がみられる⁽¹²⁾。同例で、八右衛門が天龍寺へ納めた地代錢二〇〇文は、京都出店人の納めた額と比べて格別に安い。その理由は、隣領の誼もあつたにせよ、両者の営業規模に差異があつたためと推し測られる。前述した享保九年の事例とも併せみると、門前日切茶店は京都日切茶店と比べて、営業規模が相当に簡素であつたと考えられる。そのことは、門前日切茶店がただ「茶店」と括られるのに対し、京都日切茶店は「煮売屋」をはじめ「輕業芝居」「楊弓」など多種多様な営業を行っていることにも認められる。

(3) 一八世紀後期の門前日切茶店と嵐山

一八世紀後半、『年中記録』に書き留められる日切茶店の出店記録は頻度を増してみられるようになる。これと同時に、一つ一つの記録はより一層簡潔な記事となる。例えば、

・宝曆五年(一七五五)三月一三日条

一、同日河原表へ茶店出度旨境内之者共願二

付相談之上許容申渡ス

・宝曆六年(一七五六)二月二十九日条

○川原表水茶屋例年之者共相願二付行者より

許容申渡ス

・宝曆八年(一七五八)三月五日条

一、境内之者共例年之通川原表江茶店出申度願出二付許容申渡

という門前日切茶店の出店に係る記事から、この時期、嵐山の日切茶店が「例年之者共」(「境内之者共」)によつて「例年之通」出店されるようになっていたことが知られる。すなわち、(表2)にみるように、宝曆年間には、近在寺社の開帳等にもなう京都日切茶店の出店がみられない年にも、天龍寺門前の者が「川原表」へ日切茶店を営むようになるのである。

さらに、これらの出店期間に注目すると、同時期の門前日切茶店は、宝曆八年九月の一例を除き、いずれも二月から三月にかけて「ちようど嵐山辺が花盛りとなる頃」に「営まれてゐる。時を同じく、『年中記録』の宝曆一年(一七六〇)二月一七日条には、天龍寺が「嵐山花之節」に嵐山の麓三ヶ所へ「此山之花折取へからす」と大書した禁札を立て置く事例が初めて書き留められる⁽¹⁴⁾。天龍寺がわざわざこうした禁札を立てたのは、桜の枝を折り取つて持ち帰る人びとが現れたためにほかならない。このことは嵐山を花の頃に訪れる人びとが増えたという事情を窺わせるものといえる。すなわち、同時期の門前

日切茶店は、そうした人びとを当て込んで、例年の如く――近在寺社の開帳や縁日の人出が見込まれる年に限らず――営まれるようになったと考えられる。⁽¹⁵⁾

この頃の門前日切茶店はどのような人びとによつて営まれたのか。『年中記録』では、殆どの場合一括りに「境内之者共」と記述されるため、詳しく知り得ない。出店人の名が書き留められる数少ない例である明和六年（一七六九）三月の事例をみると、出店人は天龍寺門前造路町伝兵衛のほか境内川端村築山町、安堵橋町の者など計五名で、うち三名は翌年にも同じ名を見出すことができる。⁽¹⁶⁾ 彼らが「例年之者共」であるとするれば、宝暦から明和年間、門前日切茶店の出店数はおよそ五軒前後であったと推定される。また、明和六年の例では、出店人は「冥加料」として一人につき錢二〇〇文を天龍寺へ納めたことが知られる。これを京都日切茶店が同寺へ納めた地代（小屋掛け一間につき三〇〇文）と比較すると、門前出店人の地代は減免されていることがわかる。もつとも、同じ時期に京都日切茶店の営んだ「煮売茶屋」等と門前日切茶店の「水茶屋」等との間には、文字通り営業規模に相応の差があったと考えられる。

こうした門前日切茶店のほかに、同時期以降、明和三

年三月に三軒屋治右衛門が催した「相撲興行」を初見として、やはりおもに春三月から四月にかけて、天龍寺門前及び境内の興行人が大井川の河原辺で「花相撲」とも称する相撲を興行するようになる。⁽¹⁷⁾ この相撲興行も、やはり春の嵐山に訪れる人びとを見込んで催されたといえよう。日切茶店と同様、嵐山の麓の河原で催された相撲興行は、春の嵐山に賑わいを加えながら幕末に至るまで時々催されることになる。

他方、この間の京都日切茶店については、宝暦八年九月の出店例の後、出店記録が頻度、内容ともに減少もしくは簡潔化する。そのため、詳しい事情は定かでないが、時折、特に近在寺社の開帳等がみられない年にも、やはり二月末から三月にかけて出店される事例が現れる。出店数や規模は、各年によりばらつきがあるものの、例えば明和七年三月の「河原掛茶屋錢拾貫文余」という記録をみると、享保一五年三月の地代錢六貫二〇〇文、宝暦八年九月の錢八貫三〇〇文と比べて、地代錢額はやや増えているともいえる。但し、出店人は宝暦八年九月に祇園新地、宮川筋、西京、建仁寺門前等所々の者がみられた後、明和年間には「市掛惣代」として北野の池田屋喜助以外の名を記録に見出すことはできない。安永年間以

降、「市掛惣代」としては、池田屋に代わって船屋権七の名が現れるようになる¹⁸⁾。この間、京都日切茶店も、近在寺社の開帳等にもなう人出が見込まれる年に限らず、春の嵐山を訪れる人びとを目当てとして日切茶店を営むようになったと考えられる。

(4) 京都日切茶店と門前日切茶店の摩擦

安永元年(一七七二)七月、京都町奉行所は次の触書を出す(『京都町触集成』第五卷¹⁹⁾)。

寺社境内其外所々法会場等市掛煮売屋、水茶屋渡世いたし候仲ケ間之者共、是迄御冥加銀差上来候処、右仲ケ間外二而同様之渡世いたし候者共多相成難儀之旨願上候、依之仲ケ間外二而右渡世致し候儀向後致間敷旨、併、是迄渡世仕馴候者共ハ差当渡世ニ差支可致難儀候間、市懸ケ仲ケ間之者共より右渡世之貸札借受候坎、又者対談之上煮売水茶屋差出し候儀ハ不苦候間、以来右之趣共心得違無之様いたし、尤地主ニも此旨可相心得候旨、とくと申通し候様可致旨被仰出候事

辰七月(以下略)

この触書で、町奉行所は「寺社境内其外所々法会場等」において「仲ケ間外」の者が茶店を営むことに規制を加

えようとする。触れが出された背景には、京都の市掛仲間による働きかけがあった。同触書に述べられるとおり、市掛仲間は幕府へ「冥加銀」を上納することで営業権のお墨付きを得ていたが、「仲ケ間外」の者による新規営業の台頭は、仲間を構成する既存の商人の支障となるまでになっていた。この安永元年の市掛触を得て、翌二年三月、惣代船屋権七は天龍寺へ門前出店人に市掛仲間の印札を受けさせるよう求める。

一、此度法輪寺開帳ニ付、旧冬より市掛惣代船屋権七、毎度役人方迄川原掛茶屋之願雖有之、儘令当門前之者ニ而茂惣代之印札を請、右印札代差出不申候而者、水茶屋床凡出と候儀も不相成由、左候而者当門前之者共惣代之支配受候と申物(中略)此度印札受させ候而者、以後之例格ニも可相成、且又外ニ存寄も有之候故、当年者一向ニ水茶屋も掛させ申間敷段申渡置候処、段々相願今日又々願書持参候処、未決之段申間、其後日々願来故、境内之者共より掛り物等出させ不申候ハ、御許容も可有之段申間、段々応対之上、左候ハ、御境内水茶屋之分表向印札被受候等之義^(市掛)□□日覆被致候ハ、私共より手伝候与

被存、自分之心得ニ而少々賃錢出被^(山指)□候様ニ
而御許容被下候様同十日願来、依之許容申渡
(以下略)

同記事にみるように、両者の思惑の違いから交渉は難航する。幕府へ運上を納めて営業権を保証されていた市掛仲間の言い分として、門前の出店人が仲間の印札も受けずに幕府への運上を負担せずに日切茶店を営むのは甚だ不都合であった。他方、天龍寺も領分として領民を「惣代之支配」下に置くわけにはいかなかった。そこで、天龍寺は同年における日切茶店の出店を一切差し止めるという対応に出る。これに食いついた市掛仲間の再三の懇望の結果、表向きには「印札」を受けた形として、門前の出店人が「自分之心得」で市掛仲間へ幾らかの銭を出す次第となり、玉虫色に折り合うこととなった⁽²⁰⁾。

この一件の後、安永三年二月二八日条には次の記事がみられる。

一、川原表水茶屋願差出、如例許容、尤麦藁屋祢停止、葭簀を以日覆可致段申渡

同記事より、天龍寺は昨春の一件を踏まえ、門前の出店人へ「麦藁屋祢」を禁じ、「日覆」は葭簀囲いとすることで条件を付けて赦免したと考えられる。このことは、安永

年間には、門前出店人のなかに「麦藁屋祢」付きの小屋掛けを営む者も現れていたことを示唆するものだろう。この事態が門前日切茶店と京都日切茶店の摩擦を強める一因となったと思われる。すなわち、天龍寺は門前日切茶店の営業を簡素化させることで、両者に折り合いを付けさせようとしたと考えられる。しかし、嵐山における京都日切茶店と門前日切茶店の間の摩擦は、その後も燻り続けることとなる。

天明元年(一七八一)三月の出店の後⁽²¹⁾、天龍寺門前からの出店が続く一方で、京都市掛仲間による出店の記録は寛政元年(一七八九)まで七年の間中断する。その理由は判然としないものの、『京都町触集成』によれば、天明三年と同六年の二度に渡って、町奉行所から安永元年と同文の市掛触が出されている⁽²²⁾。したがって、この間、両者間の摩擦関係は再び強まったと推測される。

(5) 三軒屋の茶屋営業

天龍寺の南側に位置し、大井川を挟んで嵐山を正面に臨む三軒屋は、その格好の条件を活かして古くから茶屋(貸座敷)を営んできた⁽²³⁾。宝永元年(一七〇四)五月一日に嵐山を訪れた土佐藩土谷重遠は『東遊草』に次のように書き残している⁽²⁴⁾。

橋の向より左へ川をさか上りつめたる所の茶店にて、吉野や行庖など出してもてなしけり。善美つくしたる盃盤也。就中、前の川にてあゆとらせ、なますいとなみ多くくひたる、たぐいなき興也。此茶や南に向、前に大井川滝なりておつ、白流雪のことし。向に嵐山之峰そはたてり。(中略)無双の景趣、酒後前に川に出て川あみし、遊戯三昧老をわする、態也。

「茶店」が三軒屋を指すことは前後の記述から間違いない。同見聞記において、三軒屋は客に酒肴を供したること、さらには、夏に限ってであろうが、大井川で捕った活き鮎をその場で仕出して客を悦ばせたことが知られる。⁽²⁵⁾このことから、三軒屋は遅くとも近世中期までにこうした茶屋業を営むようになっていたと考えられる。

また、三軒屋は近世末期までに三軒それぞれが風流な屋号で呼称されるようになる。⁽²⁶⁾嘉永五年(一八五二)刊行『洛西嵯峨名所案内記』には、「三軒家 雪月花にわかちて三軒あり。各額を上る。都鄙遊室の宴席也」とみえる。⁽²⁷⁾これより前の文政年間に、ほぼ例年のように嵐山を花見に訪れた頼山陽は、例えば文政一二年(一八二九)三月一八日に三樹三郎らを伴い「三軒屋雪のや二一泊」するなど、三軒屋を定宿の如く利用している。⁽²⁸⁾このほか、

『年中記録』によれば、宝暦二年(一七五二)三月、京都所司代松平資訓一行が巡見の途次、三軒屋に休息後「嵐山桜花乗船山際二而御覧」したのを初例として、幕府高官が嵯峨嵐山を巡見あるいは遊覧する際に、しばしば三軒屋を休息所として用いている。これらを総合すると、三軒屋はおもに上層の客を相手に茶屋を営み、あるいは座敷を貸し出して酒肴を供したほか、時には旅籠も兼ねて客を泊めていたと考えられる。

前述した安永元年(一七七二)の市掛触に先んじて、同年六月、町奉行所は「洛中洛外其外所々二而寄宿并貸座敷旅人宿諸商人之宿いたし候者共」に対し、「寄宿并貸座敷改会所」(＝仲間)の印札を請けて営業するよう触れ出す。⁽²⁹⁾二ヶ月後の八月、東町奉行所から三軒屋へ召状が届くと、三軒屋は天龍寺へ「定而貸シ座鋪印札之儀与奉存候、如何御返答可仕哉」と伺いを立てる。天龍寺は三軒屋に「印札請候義堅ク不相成候」としたうえ、町奉行所へ対しては「三軒屋之義者、先年よりも一札差上有之、止宿音曲等停止申付有之事ニ候得者、其趣可申断旨」回答するよう指示する。翌日、出頭した三軒屋へ、町奉行所は触とおり「会所」の印札を受けるか、さもなければ「此以後貸シ座敷仕間敷旨証文」を差し出すよう求める。

三軒屋が天龍寺の指示通りに回答すると、町奉行所は「地頭へも申候而得与了簡可仕旨」申し渡した。翌日、三軒屋は天龍寺の重ねての指示通り「是迄地頭天龍寺へ来客有之節、休息所ニ被申付候義有之、其外貸座鋪渡世ニ仕候義不相成旨、古来地頭より申渡被置候義故、印札請候義御免可被下旨」書付を提出し、町奉行所で預かることとなる。³⁰⁾

その後どうなったのか、『年中記録』に記録を見出すことができないため、特段の沙汰なくうやむやのままになったものと推測される。実際に、この後も文政一〇年三月月に大槻磐溪が（『西游紀程』）、天保六年（一八三五）三月には富本繁太夫（『筆満可勢』）らが三軒屋に休息したり、宿泊している。³¹⁾ともあれ、同一件は、三軒屋が実態として「寄宿并貸座敷」を営業していた―同業仲間からそのようにみられた―ことを物語っていると見える。そして、この安永元年の貸座敷触が仲間外の者の営業を規制しようとしたものである以上、市掛触と同様、同業仲間による町奉行所への働きかけがあったことは明白である。その背景には、当時の京都において、「市掛」や「寄宿并貸座敷」の同業仲間が幕府へ冥加を納めて保証されてきた営業権益が、仲間外の者によって脅かされる事態

となっていたことが考えられる。その結果として、町奉行所は再三統制に乗り出すが、嵐山の日切茶店や三軒屋の例にみるように、必ずしも仲間外の者の台頭を抑えものとはなり得なかった。前節及び本節にみた事例は、一八世紀後期の京都のそこかしこでみられたであろう同業仲間と仲間外の者の摩擦が、嵐山に一つの縮図として現れたものともいえよう。

二 近世後期の日切茶店と〈花の嵐山〉

（1）天明大火後の日切茶店と嵐山

天明八年（一七八八）の京都大火は三日間で京都市中のほぼ全域を焼き尽くした。³²⁾この未曾有の災害が、当時の京都社会、市中の人びとに及ぼした影響ははかりしれないほど大きかった。大火後、幕府は老中松平定信を上京させ、復興政策を推し進める。この一連の京都復興政策のなかで、それまで強まりつつあった統制が一時的に緩められる。『京都町触集成』には、寛政一二年（一八〇〇）三月に東町奉行所より出された次の触書が収められている。³³⁾

天明八申年当地大火ニ付、諸会所、諸問屋、諸仲ヶ

間、諸株之内、冥加金銀相納来候分、追而及沙汰候
 迄者先差免、冥加金銀不相納向々茂其旨相心得、渡
 世手広ニ相成候様可致旨相触置候処、右会所、問屋、
 仲ヶ間、諸株共取調之上、追々ニ火災以前之趣を以
 申付候間、其旨相心得、仲ヶ間外之者共心得違無之
 様可致候

右之通洛中洛外町々江不洩様可相触もの也

申三月十八日

同触書の前半のくだりにあるとおり、大火後、仲間に課
 されていた「冥加金銀」(営業税)が免除されるとともに
 仲間の営業権も一時的に解消され、一転して、仲間の内
 外にかかわらず「渡世手広ニ」商売することが奨励され
 る。

この京都復興の槌音のなかで、嵐山の日切茶店は一つ
 の画期を迎える。『年中記録』において、天明二年から七
 年間中断していた京都日切茶店の出店記録が寛政元年よ
 り再び書き留められるようになり、寛政八年以降は殆ど
 中断なく幕末まで毎年出店され続けることとなる。一方、
 門前日切茶店は、寛政年間に出店人数が飛躍的に増加す
 る。『年中記録』では、享和三年(一八〇三)に門前の立
 石町、造路町だけで一四名もが日切茶店を出店して以後、

約一〇年にわたって毎年一五名前後の出店人数が記録さ
 れることとなる。

同時期にみられる両日切茶店の変化の背景として、一
 つには、前述の幕府による復興政策の影響を認めること
 ができる。仲間以外の者による新規商売が奨励されたこ
 とにより、安永期から天明期にかけて顕在化した市掛仲
 間と門前出店人の摩擦関係が、一時的に緩和され表立た
 なくなつたと考えられる。そうしたなかで、京都日切茶
 店は出店を再開し、門前日切茶店は軒数を伸ばした。も
 う一つ、より大きな背景として、天明の大火後、花の嵐
 山を訪れる人びと—その中心はほかでもない京都市中の
 人びとだったに違いない—が減るところかむしろ増えた
 ことが考えられる。春の嵐山を訪れる人びとを相手に商
 いする日切茶店の営みが、花見客の多少に左右されるこ
 とは言うまでもない。その傍証として、寛政年間に著さ
 れた『閑田耕筆』において、作者(未詳)は次のように
 述懐している。¹⁴⁾

又嵯峨の嵐山は昔吉野をうつされて蔵王権現を勧請
 あり、千本の桜を栽ゑられし所なるを、貞享の年間
 に著せし山州名跡志(釈自慧著正徳元年二七二刊)には、「土地にふさ
 はぬにや、今はさくらなし」と書けり。さるを近世

は桜あまたにて都下の壯観となりぬ。是も二十年前迄は唯好士のみ遊びて、大かたの人は御室に聚り、帷幕数十百をもて算へしに、今かしこはおとろへ大井の川辺煩わしきまで茶店軒を並べ、水上は舟連り絃歌かまびすしく、なべてこゝを花の湊とす。世界の変遷かくのごとし。

『閑田耕筆』によれば、嵐山は「二十年前迄」（寛政年間当時から遡ると明和・安永期に相当する）文人墨客など「好士」が訪れるのみであったのが、「近世は桜あまたにて都下の壯観」となるほど大勢の人びとで賑わうようになったという³⁵。もちろん、同記述の内容については多角的に検証しなければならないが、寛政年間当時、花の頃の嵐山に「煩わしきまで茶店軒を並べ」ていたことは、『年中記録』においても認めることができる。また、嵐山を花見に訪れる人出の増加についても、日切茶店の出店軒数の増加とおおむね符合するといえる。

(2) 「嵐山花之間」の出現

一八世紀末から一九世紀前期にかけて、嵐山を花見に訪れる人びとの数がいっそう増えるとともに、日切茶店是最盛期を迎える。そのなか、『年中記録』の寛政三年三月四日条に初めて「嵐山花之間」という文句が現れる。

○両門前并法輪寺門前之者共嵐山花之間川原表茶店
出し度由願書差出

同記事において、天龍寺の役僧は出店の日切を「嵐山花之間」と書き留める。「両門前」（立石町、造路町）と法輪寺門前の願人が差し出した「願書」は省かれて残っていないが、その口上にも「嵐山花之間」という文句が記されていたはずである。この寛政三年を初例として、以後、門前出店人の赦免願に係る記録には「花之間」「花之内」という文句が慣用されるようになる。一方、京都市掛仲間の出店においても、享和二年（一八〇二）三月二日九日条に写し取られた、天龍寺役人が町奉行所へ差し出した口上書のなかに次のように現れる。

口上覚

一、嵐山花之間当三月五日より日数三十日之間、当寺境内大井川表芝間二而、煮売屋并水茶屋等小屋挂ケ仕度旨相願申候、尤是迄年々右場所二而為致商売候二付、当年茂差置可申奉存候故、商売人共より御願可申上候間、御許容被成下候様仕度奉存候、以上

戊二月

天龍寺役人 芹川恵且印

御奉行所

この口上書でも、「嵐山花之間」という文句は、天龍寺役人の手によるものであるが、市掛惣代が同寺及び町奉行所へ差し出した赦免願書にもやはり同様に記されたと考えられよう。そして、これ以降幕末に至るまで、京都日切茶店の出店赦免に係る記録においても、「嵐山花之間」という文句が日切を表す文句として用い続けられる。

嵐山の麓に営まれた日切茶店の営みにおいて、「嵐山花之間」という文句が現れ慣用されるようになったことは、単に出店期間を表すというにとどまらず、どういう人びとを目当てに商売するのかについて、出店人と天龍寺、さらには町奉行所の三者の間で共通の認識としてもたれたことを意味する。それは、これまでの長い営みを経て、嵐山の日切茶店にかかわる人びとが、古くからの名所を「花の嵐山」―今を生きる人びとの今の名所―として自ら覚えた、そのかたちとしての発現ではなかったか。

時を同じく、花の嵐山の日切茶店に新たな営みが加わる。先述のとおり、京都市掛仲間は出店にともなって天龍寺へ地代を納めてきた。他方、門前の出店人は地代を減らされるか、あるいは免ぜられてきたが、享和元年(一八〇二)、天龍寺は門前の出店人へ対し、「冥加」(地代)として嵐山へ一人につき二、三本の桜の苗木を植え

付けるよう申し渡す。『年中記録』同年二月一五日条には、次のように書き留められる。

○両門前(立石町)より花之間川原表江水茶屋指届候者

共江、嵐山桜無之場所江、老人前年二三本宛山間

より掘出植付候様申渡、委子訴訟冊子

この後、同月二二日には、門前両町の出店人より桜苗の植え付けについて請書が差し出された。³⁶これを初例として、同年以降、天龍寺は門前出店人に対し嵐山への桜苗植え付けを課してゆく。門前日切茶店の出店人が、一人につき二本程の桜の苗木を嵐山の桜が目立たない箇所へ植え付けるといふ営みは、短くとも文政五年(一八二二)頃まで二〇年余の間続くことになる。その後、文政一〇年(一八二七)の記事では「花之比茶店筵借等願届候者、為冥加料年々嵐山へ桜苗植来候処、其儀も近年免之」とみえるが、弘化元年(一八四四)には「門前之者桜苗植付近來休息二付今年ハ両日計出勤申付」との記事を見出すことができるため、文政年間以降も時おり行われたと考えられる。この間、享和から文化にかけては、門前町だけでも毎年一五名余の者が日切茶店を営んでいることから、単純に算えると毎年三〇本、二〇年間とすれば六〇〇本程の桜の苗木が嵐山に植え付けられたことになる。

寛保二年（一七四二）に天龍寺が町奉行所へ提出した「嵐山桜木之覚」に記された当時の桜の数五〇〇本弱と比べると、この営みが花の嵐山の景観にいかにより大きく作用したか想像するに難くない。³⁷⁾

天龍寺は嵐山の花見に訪れる人びとを相手に商いする日切茶店の出店人に対し、冥加として嵐山へ桜苗を植え付けさせた。言い換えれば、天龍寺は日切茶店に〈花の嵐山〉で得た利益の一部を嵐山に還元させようとしたといえる。天龍寺にこのように着想させたのは、今の名所としての〈花の嵐山〉の存在―その領主としての自覚ではなかったか。また、日切茶店の出店人は、実際に嵐山へ桜の苗木を植え付ける行為のなかで、やはり〈花の嵐山〉の存在をそれに依存する者の立場で覚えたのではないか。その営みはまさしく〈花の嵐山〉を成熟させるものであると同時に、〈花の嵐山〉それ自体が生んだ営みであったともいえよう。

(3) 門前日切茶店の実情

寛政末年から文化年間にかけて、門前日切茶店の出店数が毎春およそ一五軒を数えるなか、文化七年（一八一〇）に、天龍寺は門前出店人へ次のような掟を申し渡している。

掟

- 一、公儀御法度堅可相守事
 - 一、銘々茶店前之外川原内別段之所江床机其外筵持出貸し候義不相成事
 - 一、茶代席料等先方志次第申請過分之義申し乞請候義停止之事
 - 一、花見遊興之輩銘々茶店江引込候義致間敷事
 - 一、煮売一切不相成事
 - 一、銘々互ニ申合、喧嘩口論等無之様相制し可申事
 - 一、花見遊興之輩川内水中江はいり候もの有之者、法度之旨申聞相制可申事
 - 一、山林近所火之元別而可入念事
 - 一、山林江猥ニ立入並花之枝等折取輩有之者嚴敷相制可申事
 - 一、茶見世日暮限ニ相仕舞可申事
- 右之条々堅ク可相守者也

午三月

役者

天龍寺

掟に戒められた条々は、図らずも当時の日切茶店のありようを明け広げに物語っている。掟の条々によれば、花の嵐山の麓、大井川の河原では、軒を並べる日切茶店が競い合うように行き交う客の袖を引いた。商売熱心な出

店人は、おのが茶店のほかに適当な場所を見つくりつて床机や筵を持ち出す者や、客に過分の茶代、席料を求めざる者までいた。また、門前出店人のなかには、京都市掛仲間が営んだ「煮売茶屋」に真似て小屋掛けし、湯茶に加えて飯や煮物を供す「煮売」を営む者も現れたことを窺わせる。こうした実情は、京都日切茶店との摩擦を強める原因とならざるを得なかったであろう。

そうした事態を改めるべく出された掟であったが、天龍寺の意に叶わず効は薄かったようである。文化九年、天龍寺は門前の出店人に対し「床掛并床机等持出候義」を停止し、「筵を敷茶店出候義」のみを許すという措置に乗り出す。さらに翌文化一〇年には、門前出店人のうち七名ほか「帯刀分之者」へ「永々茶店者勿論平焼筵貸等一切停止」を命じるとともに、別に八名の者へも「格別困窮之者共相見へ不申」との理由から出店願を却下し、ただ「貧窮之者」ばかりに出店を赦免するという処断に踏み切る。この一連の処置の理由として、『年中記録』文化一〇年三月五日条に書き残されたところは次のとおりである。

右茶店之義ハ、元来為窮民地代相免、少々宛茶代相受、渡世之助成ニも可相成哉ト存、差免有之候処、

近年来、右之者共内々茶店株ト称シ、高金ニ而右株讓与候趣故、自然ト茶代或席代等相貪、遊山之者甚致迷惑候由粗相聞、且兩_(東西南)斤_(東西南)組内より塔頭知寄_(東西南)之方へ噂も有之、旁以難捨置、左之通評決

記事によれば、天龍寺は、日切茶店について、元来は門前領民の生業を助けるために「地代」を減免して許したものと説明する。記述とおりとすれば、「窮民」救済を目的として赦免した日切茶店が、近年には出店権が「茶店株」化して売買譲渡されるようになり、過分の「茶代」を貪り取る者も現れた。その結果、「遊山之者」が迷惑するような事態を生むまでになったという。注目すべきは、こうした見逃しがたい事情を聞き及んだのであろう町奉行所筋から、内々に譴責を受けたことを窺わせる一文である。おそらくは、この事態を重く見て、天龍寺は事態を改善すべく厳しい処断に踏み切ったと考えられる。文化一〇年の処置の後、翌一一年こそ出店の記録がみられないが、文化一二年以降は門前及び境内の者により「床掛」「筵貸」等の出店が再開されることになる。したがって、文化九、一〇年の一連の処置は結果として一時的な引き締めにとどまったものと考えられる。

(4) 京都日切茶店の事情

寛政末年から化政期にかけて、京都日切茶店も、船屋権七、同三郎兵衛を惣代として毎春出店を続ける。この間、天龍寺が京都市掛仲間へ課した地代は、当初の錢三〇〇文から次第に増額され、文化元年（一八〇四）以降は間口一間につき錢五〇〇文となる。京都日切茶店の出店軒数は、近在寺社の開帳をとまわらない年には三軒前後であつたようであるが、文化九年の例で、「市掛」二軒で地代一三貫文、水茶屋一軒で地代五〇〇文と記録されるところ、相当大規模な小屋掛けを営んでいたことが知られる。京都日切茶店の「市掛」営業に比べると、門前日切茶店の「床机」「筵貸」等は文字通り簡素なものであつたが、前節に述べたように段々に軒数を増やし営業の幅を広げてきた。それは、やがて京都日切茶店にとつて看過できないものとなる。

天明の大火後の京都復興が一段落すると、幕府はそれまで緩めていた経済統制を元の通りに引き締め始める。そのなか、文政四年（一八二二）三月に、京都町奉行所は前掲安永元年の市掛触と同文の触書を出し、仲間外の者による営業の規制に再び乗り出す。『京都町触集成』に収録された触書には、前掲触書とほぼ同じ文言の後に次のとおり足し加えられている。³⁸⁾

大火後、諸商売手広ニ可致渡世旨触置候付、勝手次第差出候者も可有之候へ共、寛政十二申年より右市掛仲ケ間如元相立、貸札貸渡候儀者差留二付、是迄右躰渡世仕馴候もの共、銘々居宅ニ而渡世いたし候儀者格別、向後仲ケ間外之者猥ニ寺社境内其外所々法会場所等へ市掛いたし、煮売水茶屋差出候義堅致間敷候、尤地主ニも右之趣可相心得事

この足し書きによれば、寛政一二年（一八〇〇）に市掛仲間が再結成された後、表向きには営業権の貸し借りが差し止められた。これに基づき、町奉行所は「仲ケ間外之者」が「寺社境内其外所々法会場所等」において日切茶店を営むことを規制しようとする。

同触書が出されて間もなく、同じ三月のうちに、市掛仲間の惣代船屋三郎兵衛は天龍寺に対して、門前及び境内出店人に「私共之印札ヲ借受、且公儀ニ御益之割合、少々被出呉候様」求め、併せて地代減免も要望する。これに対し、天龍寺は門前日切茶店は「境内門前困窮之者助勢のため、憐愍を以地代相免し為差出、先々より仕來商売人ニ無之、暫く花之間農業之手透キニさし出候事」として、領内出店人に仲間の印札を受けさせることはできない旨返答した。また、地代増額についても諸物価の

上昇に見合うものと回答し、それが不都合であれば市掛仲間の出店を赦免しないとして退ける。翌文政五年にも、市掛仲間から「御門前百姓衆無株ニ而茶店被出候義」について「指問之旨」申し立てられたが、天龍寺では昨年同様に応対する。

文政六年に至り、不服満々の市掛仲間は文政四年の触書を前面に押し立てて―「御公儀」の威を借りて―強く請願し、ついに天龍寺を折れさせる。その結果、市掛仲間と「御境内百姓衆中茶店被差出候衆中」との間で「対談」に及ぶ運びとなった。「対談」を前に、市掛仲間は「床木斗差出、日覆相止メ候ハ、不及対談」との条件を提案する。しかし、門前の出店人は―客足を左右しかねない「日覆」取り止めという条件は呑めなかったのか―これを断り、結局「対談」に及ぶこととなった。両者の「対談」の内容は記録に全く知り得ないが、とにかくも「対談」が調った結果として、翌七年以降もこれまで通り両日切茶店ともに出店されることとなる。但し、両者の摩擦は同年の「対談」によってまったく解消されたわけではなく、その後も幕末まで熾り続けることとなる。

(5) 幕末の日切茶店

〈花の嵐山〉のにぎわいの下、同じ文政年間には、三

軒屋が日切茶店に参入する。先述したように、これまで三軒屋は居宅を「貸座敷」として、おもに上層(あるいは富裕層)の人びとを相手に日切なく茶屋を営んできた。これとは別に、文政二年(一八一九)になって、三軒屋一統は天龍寺へ「法輪寺開帳中并花之間、名々居宅之前床机出置度旨」赦免を願い出、それぞれの居宅の前に床机を出して日切茶店を営む。同二年の出店を初例として、以降幕末までにしわじわと営業規模を広げ、文政七、八年には「日覆」を差し掛けた床机まで営むようになる。三軒屋の参入は、やがて他の門前出店人の営業の差支えとなり、両者の間に新たな摩擦を生んだ。嘉永四年(一八五二)と同六年には、門前出店人らの要望により、天龍寺は三軒屋の日切茶店出店を差し止める。その後、安政二年(一八五五)の記録によれば、門前出店人と三軒屋一統の「対談」のなかで、結局「話談相調、三軒屋床木五脚宛無覆出し候段約定」を交わして折り合うこととなった。

幕末の日切茶店に係る記録として、天龍寺文書には、弘化四年(一八四七)から明治元年の『天龍常住納下帳(牒)』(出納簿)が伝わる。弘化四年三月の日切茶店について、『年中記録』の記事と併せみると、京都から三軒

表4 明治元年(1868)3月の日切茶店

出店人	納入冥加料	備考
竹八	10貫文	稲荷山竹屋八左(右)衛門
太郎兵衛	3貫文	三軒屋
治右衛門	3貫文	三軒屋
治左衛門	3貫文	三軒屋
九兵衛	3貫文	立石町渡月橋北詰
門前	3貫文	内訳は不明
乙五郎	1貫文	造路町
茂平	500文	法輪寺門前茂兵衛カ
与兵衛	3貫文	三軒屋
計9(名)	計銀295匁	

※『天龍常住納下牒』慶応4年3月納より作成

につき錢三貫文、法輪寺門前一軒は錢五〇〇文をそれぞれ天龍寺へ納めた。総じて納入錢の多寡が営業規模に比例するとすれば、幕末の花の嵐山、大井川の河原では、大小の小屋

(地代錢一二貫二〇〇文)、門前から一六軒、三軒屋のうち一軒、法輪寺門前から一軒と合わせて二一軒の日切茶店が営まれたことが知られる。これに加えて、同月中には、天龍寺支配の川端村茂七により相撲が興行され、「冥加料」錢二貫文が天龍寺へ納められている。明治元年(一八六八)の『天龍常住納下牒』(表4)に計上された「茶店冥加料」をみると、まず稲荷山の竹屋八左衛門が納めた錢一〇貫文が群を抜いて多く、もっとも大きな規模で日切茶店を営んでいたことが知られる。そのほか、門前一同はまとめて錢三貫文(軒数は不明)、三軒屋は一軒

掛け、日覆を差し掛けた床机、野天の床机や筵敷などさまざまな日切茶店が軒を並べて、花見の人びとを迎えたことになる。

〈花の嵐山〉に営まれた日切茶店は、天龍寺、京都市掛仲間、門前出店人、三軒屋、それぞれの間で時々大小の摩擦を起こしながらも、こうして幕末まで出店され続けた。それは、〈花の嵐山〉が経済的営みの場として、京都で市掛を生業とする者の春の稼ぎとなり、また嵐山近辺に生きる人びとのたつきの助けともなったからにほかならない。

むすびにかえて

近世という時間のなか、嵐山の麓を流れる大井川の河原に営まれた日切茶店。一八世紀半ば以降、日切茶店は次第に花の嵐山へ定着してゆき、一八世紀末から一九世紀前期にかけて最盛期を迎える。その営みの変容は、とりもなおさず、嵐山を花の頃に訪れる人びとの増加と歩みをともしするものであったといえる。

大勢の花見の人びとを迎えた日切茶店の営みのなか、寛政期以降には「嵐山花之間」という文句が現れ慣用さ

れるようになる。このことは、日切茶店にかかわる人びとが、古くからの名所を〈花の嵐山〉——今を生きる人びとの今の名所——として自覚的に認識した、その発現であったと考える。ほぼ時を同じくして、天龍寺は門前出店人に嵐山へ桜の苗木を植え付けさせる。それは、まさしく〈花の嵐山〉を成熟させる営みであると同時に、〈花の嵐山〉を大勢の人びとが訪れるという営みが、天龍寺を通して生み出した営みであるともいえる。

本稿では、天龍寺の寺務日誌『年中記録』を素材として、嵐山に営まれた日切茶店という一つの営みを取りあげ、未熟のままに書き述べてきた。しかし、近世という時間に成立した〈嵐山〉という名所(文化)とは何かという問いに、いまだ答えを提起できないでいる。ただ、それが幾重にも積み重なった営みのなかに生まれたものであるとはいえる。しかも、〈花の嵐山〉とそこにかかわる人びとの営みは、往復的に相互に作用し合っている。そのことは何に限らず、当然のことであるかもしれないが、その営みひとつひとつを追ってゆくほか方途がないようにも思える。

はじめに述べたように、『年中記録』には、〈花の嵐山〉をめぐって繰り返されたさまざまな人びとの営みの跡

が刻み込まれている。それらの営みのひとつひとつが、近世という時間のなかでそれぞれの姿勢で嵐山とかかわり、〈嵐山〉という名所文化を培っていく要素となったとすれば、本稿で述べたことはほんの一面にすぎない。本稿で述べることができなかった営み、例えば、渡月橋をめぐる人びとの営みや嵐山の景観にかかわる人びとの営みについても、本稿を序として、今後引き続き書き述べてゆくことができらばと思う。

(1) 近世の天龍寺は寺領一七二〇石(別院臨川寺領七四石、塔頭領一
一七石を含む)で、うち一〇〇石を嵯峨郷に領した。天龍寺の門前は立石町、造路町を中心に家数約七〇軒、人数三〇〇人程度で構成された。周辺の川端村(家数二〇〇軒前後、人数約一〇〇〇人)、山本村、小溝村の諸村は諸領の入り組む相給地であったが、天龍寺が境内として惣支配した。天龍寺門前ほか境内諸村については、紙数の関係により別に論じたい。

(2) 京都府教育委員会編『天龍寺古文書目録』及び京都府立総合資料館編『天龍寺古文書目録補遺Ⅱ』によると、『年中記録』は二系統伝来する。文書番号一七〇三〜一七九四の『年中記録』(文書名『年中記録』一〜一二三及び『年中記』一二三〜一三三)の総称として本稿では『年中記録』に統一する)は宝永七年(一七一〇)一〇月から万延元年(二八六〇)二月までの冊が伝わる。途中『年中記録』四五〜八〇(安永九年四月〜寛政三年一二月分)を

欠くほか、天保期以降に数ヶ月間記事が欠落する年が散見される。一方、文書番号外二九六〜外三七四の『年中記録』（文書名「年中記録」一〜八二）は同じく宝永七年一〇月から寛政五年（一七九三）七月の冊が伝わり、途中「年中記録」八一（寛政四年一二月〜寛政五年七月）を欠く。両本の比較検証はまだ充分でないが、管見の限りでは、筆記字体のほか字句の使用に若干の異同が認められる。また、後述するように「年中記録」は少なくとも二通清書されたことが明らかであるため、両本は原記録を同じくするものと考えられる。よって、本稿では、両系統のうち前者を基本とし、その欠落部分（安永九年四月〜寛政三年一二月）を後者で補った。

以下、本稿に引用する『年中記録』ほかの天龍寺文書は、すべて京都府立総合資料館所蔵の写真帳及びマイクロフィルムによる。引用にあたっては、可能な限り原史料の記載を尊重したが、用字は固有名詞を除き原則として常用字体に改めた。また、仮名も原則として現行の字体に改めたが、助詞として用いられている場合はそのまま残した。そのほか、虫損・汚損等による判読不能部分については□で示すとともに、（括弧）内は筆者註とした。

- (3) 『年中記録』について、文化一三年（一八一六）一〇月一八日条に
- 一、常住年中記録古来より有来候分、一通仕立宝蔵江可納置

但、忝通ハ記録蔵ニ可置事、平日見合ニ出置候ハ以來參暇私記残置、滋表紙掛置用之候様可致事

という記事を見出すことができる。同記事によれば、天龍寺常住は古来より書き継いできた「常住年中記録」について、後覧に備えて二通作成し、宝蔵と記録蔵へ各一通宛取めて保管した。一方、「平日見合」用には「參暇私記」（役者記録）と同じかを参照

するようにと記されている。このことは、『年中記録』という寺務日誌が天龍寺の公的記録であったことを如実に示すものといえよう。『年中記録』においては、ほかに「訴訟冊」「納下帳」「山林方帳面」「法事齋筵冊」等の記録が存在したことが知られるが、殆どが蛤御門の変の被災等で失われたようで今に伝わっていない。これらの諸冊帳について、特に一八世紀四〇年代以降の『年中記録』では、記事文末尾に「見于納下帳」「委于境内訴訟冊」「願書在訴訟之冊」等と小字で注記される事例が目立つようになる。このように、例えば定例的な文書は本記事に写し載せず所在のみ注記するといった処理の事例は、『年中記録』という寺務記録の総括的な性格を表すものだろう。なお、『年中記録』が清書される経緯について、佐藤瑛子氏は「江戸時代の天龍寺」（奈良本辰也編『天龍寺』（東洋文化社、一九七八年））のなかで前掲記事を引用し、前年文化一二年一月に仏殿・法堂等が焼け落ちた火災後、焼失を免れた文書の整理とともに行われた可能性を指摘されている。『年中記録』という寺務日誌の性格については、今後なお検討を加えて別に論じたい。

- (4) 〈図1〉参照。同挿絵は画面の奥全体に嵐山、左上に法輪寺、中央に大井川と渡月橋の大橋・小橋を眺望する俯瞰図である。同図の構図は、当時の人びとが嵐山にみた景観を投影したものといえるが、これについては別稿に論じたい。また、同図は花の頃の嵐山を描くと同時に、詞書に

近年下嵯峨法輪寺に三月十三日十三歳なる男女都鄙より来て群集大方ならず、本尊虚空蔵菩薩に福智満の知恵を貰ふとて年々に増て参るなり、これを十三参といふ

とあるとおり、法輪寺の十三参りの情景を描いた絵ともいえる。安永期以降に成立する法輪寺の十三参りは、近世の名所（嵐山）

という空間を構成する要素となると考えるが、これについても後稿に論ずることとした。

(5) 京都市編『史料京都の歴史』第五卷(平凡社、一九八四年)

(6) 三軒屋は、名所案内記等で「三軒茶屋」と呼称されることもあるが、『年中記録』には一貫して「三軒屋」と記録されるため、本稿では「三軒屋」で統一する。

(7) 但し、文脈のなかで、特に天龍寺門前の者が営んだ日切茶店のみを指して狭義に用いる場合もある。

(8) このことは、天龍寺文書に伝わる安永五年(一七七六)「天龍寺境内惣支配所六ヶ村絵図」、天明二年(一七八二)「川内出入裁許絵図」などから明らかである。

(9) 法輪寺は、延宝元年(一六七三)から享保元年(一七一六)までの間に、居開帳六回、大坂等で出開帳四回を催している。同寺の開帳については、紙数の関係で別に論じる。

(10) 〈表1〉〈表2〉〈表3〉参照。同表にみる出店人のうち、北野の「鯉屋」「紅葉屋」「海老屋」「三ッ扇屋」については、同時期の北野天満宮の「北野境内願書抜書」「支配方抜書・乾」にその名を見出すことができる(北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料』目代記録(一九七五年))。同史料に収められた目代宛の茶店赦免願によると、享保年間すでに、北野社門前の「鯉屋又兵衛」らは地元の北野社境内において毎年日切茶店を営んでいたことが知られる。

(11) 法輪寺開帳に付随する場合、出店人は別に法輪寺へも赦免を願った(『法輪寺文書』)。

(12) 法輪寺門前は人数六〇名程度、家数は一〇軒前後で、うち数軒が参拝人や往来人を目当てに茶店を営んでいた(『法輪寺文書』)。これとは別に、法輪寺門前の者は境外の大井川の河岸へ、天龍寺

に地代を納めて日切茶店を営んだ。法輪寺門前人の出店は、天明元年(一七八一)から明治元年(一八六八)まで、ほぼ例年のように毎回一軒みられる。法輪寺門前出店人については紙数の関係で別に論じたい。

(13) 嵐山の花盛りについて、『年中記録』には、京都所司代や町奉行らの嵯峨方面巡見を前に、雑色五十嵐氏から「花盛之節」の問い合わせを受け、天龍寺が「花之義六日比宜」等と返答する事例がしばしば書き留められる。それらの記録によれば、嵐山の花盛り(「花見頃」)はおおむね三月上旬前後であったことが知られる。

(14) 『年中記録』においては、同例を初見として、翌宝暦一年三月八日条にも同様の禁札が立て置かれたという記録がみられる。

(15) 『年中記録』において、春二月から四月以外の時季に日切茶店が出店された事例は、享保元年八月と宝暦八年九月の僅か二例―しかも二例とも法輪寺の開帳期間中の出店―しか見出すことができない。嵐山は古代以来紅葉の名所としても名高かったが、近世『年中記録』の時代の嵐山では、紅葉狩りに訪れる人びとを目当てに日切茶店が出店されたという事例はまったく見出すことができない。このことについては、別に重ねて論じたい。

(16) 〈表2〉参照。同年には、別に「身拭神事二日出之者共」も出店している。周知のとおり三月一九日の嵯峨清涼寺釈迦如来像の御身拭は、延宝四年(一六七六)刊『日次記事』や貞享二年(一六八五)刊『京羽二重』にも紹介されている京都の代表的な年中行事である。したがって、「身拭神事二日出之者共」とは、寺社の縁日・神事の当日に限って営業する一服一銭的な露店商であったと推定される。この者たちからも地代として錢二〇文が天龍寺へ納められた。

(17) ときには「花相撲」とも称される相撲興行にあたっては、京都日

切茶店の出店手続きと同様に、まず興行人が天龍寺へ赦免を願い出、ついで両者から町奉行所へ興行願が差し出された。『年中記録』天保十一年二月一六日条には、次のようにみられる。

一、小屋町若ヶ濱藤四郎相模願 公辺江附添願書如左

口上覚

一、当寺境内大井川度月橋上手芝間二而、来廿五日相模興行仕度段、相模方之者共より御願可申上候、右場所之義、於当寺別条無御座候間、願之通被仰付被下候様仕度奉存候、以上

二月十六日

天龍寺役人

小林久三郎印

御奉行所

また、これも日切茶店と同様に、興業人は天龍寺へ地代を納めた。『天龍常住納下帳』弘化四年（一八四七）三月納には、「相撲興行冥加料」として錢二貫文が計上されている。

(18) 明和八年（一七七七）以降、文化一〇年（一八一三）まで「市掛惣代」としてしばしば名のみえる船屋権七について、安永九年（一七八〇）三月の記録によれば、嵐山に出店中の船屋権七が「真如堂」の開帳にともない東山へ帰ろうとしたことが知られる（『年中記録』安永九年三月二日条）。

廿一日、市掛船屋権七義、真如堂二開帳有之帰度二付願、日限中者小屋二茶店出置旨断届

同記事から、船屋権七の在所は東山にあったと推定される。なお、寛政年間以降に現れる同屋号の船屋三郎兵衛の在所は東山黒谷門前である。但し、権七との関係は明らかでない。

文政四年（一八二二）以降に名のみえる稲荷山の「竹八」は「竹屋八左衛門」あるいは「竹屋八右衛門」を指すと考えられる。

『稲荷神社史料』第六輯（稲荷神社社務所、昭和十一年）に収められた嘉永七年一月付けの請書によれば、「鍵屋長右衛門」と「竹屋八左衛門」は、稲荷社の初午の縁日の期間、「茶屋」を営業する者の惣代として出店人から「地子」を取り集め稲荷社へ納める役を請け負っている。このほか、管見の限りでも、鍵屋長右衛門と竹屋八左衛門の両名は、『伏見稲荷大社文書』天明七年（一七八七）六月八日付け「茶屋御支配 御月番様」宛一札証文に差出人として、また寛政十二年（一八〇〇）八月付けの誓約書に「御境内茶屋 年寄」として見出すことができる（史料京都の歴史」第一六卷（平凡社、平成三年）。また、「鍵屋長右衛門」は、享保一五年の出店例にも同名をみた。時代の隔たりがあるため、同一人物ではないにせよ、在所も同一であり、まず同家の者と推定できよう。そのほか、『稲荷神社史料』第六輯の「初巳午両日 山内茶見世地子上納留」には、文政一〇年（一八二七）分として「一、老貫文（本稿三四頁文） ○船権場」と記録されている。

船屋や竹屋は遠方からわざわざ嵐山へ出張ってきて出店した。『年中記録』の寛政五年（一七九三）六月一三日条には次のようにみえる。

○舟屋権七より当春市掛之小屋道具、栖林（塔頭栖林軒）前東之□ニ形付有之候処、何卒其俣にて御境内ニ御差置被下度之義、役人江向相願来、許容

同記事によれば、船屋の「当春市掛之小屋道具」は一翌春の出店に備えてだろう。天龍寺の赦しを得て境内に「形付」残し置かれた。同記録からも、遠方より諸道具類を運ぶ手間暇が偲ばれるが、嵐山での日切茶店営業はそれだけの利益があがったものと推察される。なお、この類の記事は他にみられないため、例年同様であったとは考えにくい。いずれにせよ、こうした状況を生んだ背景

に、花の嵐山のにぎわいがあつたことは間違いない。

- (19) 京都町触研究会編『京都町触集成』第五卷(岩波書店、一九八四年)「一六八八」

- (20) 『年中記録』安永二年三月三日条

- (21) (表一)において、天明元年の京都日切茶店の出店数は次の記事により仮に一九軒とした(『年中記録』天明元年三月十八日条)。

十八日、法輪寺開帳二付、十五日より之処十三日より市掛、今日不残市掛之者印形相濟、都合十九員也見于訴訟之冊子

同記事において、「市掛之者」は市掛仲間を指す。但し、「都合十九員」のなかには、天龍寺門前のお店人や法輪寺門前の久兵衛も含まれている可能性も捨てられない。

- (22) 『京都町触集成』第六卷(岩波書店、一九八五年)「一六一八」「一二四〇」

(23) 『年中記録』によれば、三軒屋は茶屋業のほかに、黒木屋として大井川を下る筏積薪等の卸売り業も営んだ。また、三軒屋は天龍寺から渡船を預かって大井川の舟渡しに従事したり、あるいは寺領山林の見廻り役を任されるなど、天龍寺の在家役者を務める家でもあった。これらのことから、三軒屋は天龍寺門前における中世以来の有力家であつたと推定される。

- (24) 駒敏郎・村井康郎・森谷尅久編『史料京都見聞記』第一卷(平凡社、一九九一年)

- (25) 名所案内記の類では、安永九年(一七八〇)刊の『都名所図会』(『新修京都叢書』第五卷(臨川書店、一九七六年))の挿絵に「三軒茶屋」が描かれているほか、天明六年(一七八四)再版の『京城勝覧』(『新修京都叢書』第五卷(臨川書店、一九七一年))に「此河上に三軒あり三軒茶屋といふ。景よし前に大井河。むかひに嵐山戸灘瀬の瀧見ゆ」と紹介されている。

- (26) 但し、『年中記録』においては、三軒屋がそれぞれの屋号で呼称された例を見出せない。したがって、「雪月花」という屋号はあくまで商用の呼称であつたと考えられる。

- (27) 『新撰京都叢書』第一卷(臨川書店、一九八五年)

- (28) 『頼山陽全書』全傳下巻(頼山陽先生遺蹟顕彰會、一九三一年)

- (29) 『京都町触集成』第五卷(岩波書店、一九八四年)「六七二」安永元年六月「古」

洛中洛外其外所々ニ而寄宿并貸座敷旅人宿諸商人之宿いたし候者共ハ、高倉二条下町寄宿并貸座敷改会所印札請渡世致候様相触置候処、未印札不請、是迄之通ニいたし罷在候者共も有之、取メ不申^三(候間、印札請致渡世候者共者、来ル廿日迄之内ニ会所へ罷越、印札受可申候)且又此度会所申付已後

是まで貸座敷所持之者とも借屋並之請状仕替候者も有之趣、右会所之もの共申出候、依之寄宿并都而貸座敷之分、旅人宿諸商人之宿いたし候者共無町限承札、印形之書付取之、是又來ル廿日迄可差出事

辰六月「六日」(以下略)

- (30) 『年中記録』安永元年八月一日条

- (31) 駒敏郎・村井康郎・森谷尅久編『史料京都見聞記』第三卷(平凡社、一九九一年)

- (32) 天明の京都大火の被害について、『古久保家文書』によれば、洛中・洛外を合わせて焼失町数一四二四町、焼失家数三六七七軒、焼失寺院二〇一、焼失神社三七に及んだ。

- (33) 『京都町触集成』第八卷(岩波書店、一九八五年)「三〇八」

- (34) 塚本哲三編『閑田耕筆』(有朋堂書店、一九八一年)

- (35) 『閑田耕筆』には「大かたの人は御室に聚り、帷幕數十百をもて算へしに、今かしこはおとろへ」と、西山の花見の名所が御室から

嵐山へ移り変わったと記される。このことが何を意味するのか――単に人びとの趣向が変わっただけなのかについては、別に慎重に考察したい。

(36) 同年三月一日条には、門前両町の出店人とは別に、「平焼商人」からも桜苗植え付けの請書が差し出された旨書き留められている。「平焼商人」が何者であるか定かでないが、天龍寺支配の川端村など、同寺へ納める地代を減免された者であったと推定される。

(37) 嵐山へ桜を植え付ける営みについては、門前日切茶店の出店人のほか、天龍寺や町人の寄進によるものも含めて、後稿に論じてい。

(38) 『京都町触集成』第一〇卷（岩波書店、一九八六年）「一三三」

(39) 少なくとも、両者の「対談」が、門前日切茶店側の妥協（例えば、営業の簡素化や市掛仲間への納銭）をともなう方向で調ったことは想像に難くない。